

ズル、第三ノ理由ハ平和主義ノ労働規定ヲ十三編ノ第
百八十九條ノ精神ニ反スル事、第四ノ理由労働代表
ハ事苟モ国際関係ニ関スル事デアルカラ国際的
立場カライカネバナラナイ、從來ノ選定サレタ代表ハ
ハ国家ヲ傷付ケテアルガ鈴木氏ハソノ事ハナイ
此ノ四ツノ理由ヲモツテ推選スル

(七) 私共モ十四番ト同ジ意見ヲ持ツテ居ル人
格學歷共ニ立派ナル友能氏ヲ海軍カラ顧問ト
シテ推ス事ハ賛成デアル

△ (十七) 海工會ノ決議、経過ヲ述ベタイ、海工會
デハ慎重審議シテ役員會、委員會デ色々議シ
タ結果、先程十四番ノ申サレタ様ノ意見ガ大部分

テアリマシテ殆ンド合致シテアル、最モ重要ナル事
ヲ申シマス、昨午ノ議題ト本年ノ議題ト閣下
テ居ル、デ鈴木氏ヲ推ス事ガ適當デアル、先ズ代
表ハ鈴木氏、顧問ハ如何スルカト云フ問題トナリ、吾
國ノ労働組合ノ全部カラ見ルトキハ出来得ルナラバ海
軍カラ一名、他カラ一名ガ適當デアル、海軍カラ誰ヲ
推スカ、我田ハ水ヲ引ク、テハナイガ先ズ海工會カラ
友能會長ヲ推選シタイ、斯ク言フ意見デアリマス
今一人ノ顧問ハ色々細カキ事情モ解テナイカラ
他ノ組合カラト云フ事ニシテ、聯盟ノ議案ニ對スル
態度ヲ決メタ

(十八) 私ハ労働代表トシテフコトニ付テ色々意見ヲ持
テ居ル、私ハ迷ハントスル所ハ十四番ニカクテ、其カレ